事務連絡

資料2

平成27年6月16日

相談支援事業所　各位

平成２７年6月16日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

江戸川区福祉部障害者福祉課

健康部保健予防課

就労アセスメント対象者への対応について

　江戸川区では、下記のとおり就労アセスメントを実施いたします。

　対象者の方については、相談支援事業所でのサービス等利用計画の作成依頼を区の各相談係よりご案内させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

１　共通事項

　（１）就労アセスメントとは

・就労継続支援B型事業利用希望者に対して、就労移行支援事業所が行う就労面のアセスメント。就労経験のない方の場合はこのアセスメントの実施が必須

・対象者は、特別支援学校卒業見込者及びその他就労経験のない方（ただし、障害年金１級受給者、50歳以上の方を除く）

・詳細は、厚生労働省作成「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル」参照

　今年度より本格施行となり、就労アセスメントの位置づけも新たに定められました。

相談支援事業所が担う役割について、改めてご確認ください。

　（２）区の運用

・3日間で実施

・就労移行支援事業所との利用契約締結

・相談支援事業所との利用契約（相談支援事業所にサービス等利用計画作成依頼の場合）

・障害者就労支援センターが取りまとめて民間事業所でも実施

　（３）留意点

・実施期間中の日中活動系サービスの同日利用は不可

・相談支援事業所において、その他就労経験ない方が就労継続支援B型事業所の利用を希望されている場合、まずは各担当係に早めにご連絡下さい。

２　白鷺特別支援学校高等部3年生への対応

（１）対象者及び実施時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者（進路希望別） | 実施時期 | 対象者数 |
| Ⅰ群：就労継続B型（単独）希望 | 7、8月 | 13名中4名 |
| Ⅱ群：就労移行・就労継続B型の併願 | 12月以降 | 1中名なし |
| Ⅲ群：企業就労・就労移行・就労継続B型の併願 | 12月以降 | 5名中1名 |
| Ⅳ群：就労継続B型・生活介護の併願 | 12月以降 | 4名中なし |

　（２）留意点

・実施期間中の日中活動系サービス（放課後等デイサービス）の同日利用は不可

・実施時の年齢が18歳未満の場合、新たな受給者証（者みなし）を発行

・学校行事ではないため、実施期間中は学校の傷害保険は適用外

問い合わせ先

江戸川区福祉部障害者福祉課

愛の手帳相談係　　電話5662-0053

身体障害者相談係　電話5662-0052

　　　　　　　　　　　　　　　　　　江戸川区健康部保健予防課

精神保健係　　　　電話5661-2465